

判決年月日	平成28年3月23日	担当部	知的財産高等裁判所 第2部
事件番号	平成27年(行ケ)10165号		
○ 名称を「5角柱体状の首筋周りストレッチ枕」とする発明について、引用発明と周知技術から容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、相違点の判断の誤りがあるとの理由で取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

(関連する権利番号等) 特願2008-280947号, 不服2014-11286号, 特開2003-102607号

判決要旨

原告は、名称を「5角柱体状の首筋周りストレッチ枕」とする発明(本願発明)の特許出願(特願平2010-135838号)について拒絶査定を受けたので、拒絶査定不服審判請求をした(不服2014-11286号)。

本願発明は、発泡プラスチック等弾力性のある材料で作られた5角柱体状の首筋周りストレッチ枕である。

一方、引用発明(特開2003-102607号公報〔引用文献〕に記載された発明)は、「適度な弾性を有するウレタンフォームや発泡スチロール若しくはゴムなどの弾性体で作られた、多角形状の外周面をもつ転がし容易な形状の、容易に転がして首筋の任意な好みの部位にその円頂部を宛がう転がり枕」である。

審決は、本願発明と引用発明との相違点として、本願発明が「5角柱体状」であるのに対し、引用発明では、「多角形状の外周面をもつ転がし容易な形状」であるものの、「5角柱体状」かは明らかではない点(相違点2)を認定した。そして、枕の断面形状を5角形とすることは周知技術であり、引用発明の多角形状の一形態として上記周知の5角形の断面形状を選択することは当業者にとって容易であると判断し、本願発明は進歩性を欠如するとした。

本判決は、次のとおりの認定判断をし、審決の相違点2に係る相違点の判断には誤りがあるとして、審決を取り消した。

① 審決が摘示した参照文献からは、枕の一部を構成する部分に5角形の断面形状を有するものが認められるだけであり、一部材からなる枕の断面形状を5角形にするという技術事項は開示されているとはいえず、また、単体で使用する枕の断面形状を5角形にすることが直ちに動機付けられるものでもない。

② 引用発明は、転がり容易なことを目的とするものであり、その外周面は、円に近い形状の多角形が想定されているものである。一方、本願発明は、ストレッチに当たり、枕を5角柱体とすることに格別の技術的意義を見出したものである。

③ したがって、引用発明において、「多角形状の外周面をもつ転がし容易な形状」を「5角柱体状」とすることは、当業者が容易に想到し得る事項ではない。